

平成29年第2回臨時会

# 天栄村議会会議録

平成29年4月19日 開会

平成29年4月19日 閉会

天栄村議会

## 平成 29 年第 2 回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (4月19日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
閉会の宣告	19

第 2 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成29年第2回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成29年4月19日（水曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集挨拶  
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 5 議案第2号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 6 議案第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  畠	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大須賀  溪	仁  君	4番	服  部	晃  君
5番	小  山  克	彦  君	6番	揚  妻  一	男  君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田  喜	八  君
9番	後  藤	修  君	10番	廣  瀬  和	吉  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村  長	添  田  勝  幸  君	副  村  長	森  茂  君
参  事  兼 総  務  課  長	清  浄  精  司  君	税  務  課  長	黒  澤  伸  一  君
住  民  福  祉 課  長	熊  田  典  子  君	建  設  課  長	内  山  晴  路  君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼  
議事會  
事務局  
長

伊藤 栄 一

書記 星 千 尋

書記 大須賀 久 美

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成29年第2回天栄村議会臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成29年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成29年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 北 畠 正 君

2番 円 谷 要 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） こんにちは。

会期の報告。本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成29年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたの

で、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、村長より平成29年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成29年天栄村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は3議案をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認につきましては、地方税法の改正に伴い、天栄村税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、報告及び承認を求めるものであります。

議案第2号 専決処分の報告及び承認につきましては、平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計において、医療費の増加に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合に支払う経費として、歳入歳出それぞれ54万5,000円を予算計上し専決処分を行ったため、報告及び承認を求めるものであります。

議案第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算につきましては、土地の賃借と立木補償に要する経費として歳入歳出それぞれ650万円を増額するものであります。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成29年4月19日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 専決処分の報告及び承認を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成29年4月19日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第32条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条ただし書中「掲げる者」の下に「に該当する納税義務者」を加え、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

第1号、第36条の2第1項の規定による申告書。

第2号、第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）。

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。



ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

第1号、第36条の2第1項の規定による申告書。

第2号、第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）。

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の下に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の下に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の下に、「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「第1項から第7項」を「前各項」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属

する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の下に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の下に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の下に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条、法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される。」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則

第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

第9項、法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。

第3号、家屋の建築年月日及び登記年月日。

第4号、耐震改修が完了した年月日。

第5号、耐震改修に要した費用。

第6号、耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由。

第10項、法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号、家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積。

第3号、家屋の建築年月日及び登記年月日。

第4号、熱損失防止改修工事が完了した年月日。

第5号、熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等。

第6号、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由。

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

第5項、法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成

31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第6項、法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第7項、法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2、村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第2項、村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

第3項、前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第4項、第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした

場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号、第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合。

第2号、第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「もの」に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

第1号、第36条の2第1項の規定による申告書。

第2号、第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）。

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

第1号、第36条の2第1項の規定による申告書。

第2号、第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書

が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、附則第5条の規定、公布の日。

第2号、第32条各号の改正規定及び次条第2項の規定、平成31年1月1日。

(村民税に関する経過措置)

第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、前条第2号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第3項、新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新た

に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第2項、村長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを天栄村税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（天栄村税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

第3項、前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

第5条、天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成28年天栄村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条、天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成26年天栄村条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表第82条第2号イの項の項の上欄中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の下に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する等の法律等の改正により、改正後の地方税法の条文構成や条文の文言が改正されたもので、平成29年4月1日から施行されることとなったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を平成29年3月31日に専決処分を受けたものであります。

なお、主な改正点については、お手元の資料、議案第1号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

第32条については、村民税の個人均等割の税率の軽減の条文中の「控除対象配偶者」について、「同一生計配偶者」と名称が変更されたものなどに伴う改正でございます。

同じく1ページ、第33条については、村民税の所得税の課税標準の条文中の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項やその他の事項を勘案して、首長が課税方法を決定できることを明確化したものであります。

続いて、3ページをご覧ください。

第48条については、法人の村民税の申告納付中の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備による文言等の修正をしたものであります。

続いて、5ページをご覧ください。

第50条については、法人の村民税に係る不足税額の納付の途中で、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備による「修正申告書」を「増額更正等」に文言等を改めたものでございます。

続いて、10ページをご覧ください。

附則第8条については、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を平成30年から平成33年まで3年間延長するものであります。

同じく、10ページの附則第10条の3については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告中の、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

続いて、14ページをご覧ください。

附則第16条については、軽自動車税の環境負荷低減された軽自動車、いわゆるグリーン化特例について適用期限を2年延長するものであります。



続いて、15ページをご覧ください。

附則第16条の2については、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定されたものであり、先ほどのグリーン化特例について虚偽の申請等があり認定の取り消しがあった場合は、その不足額を加算することを規定するものであります。

続いて、16ページをご覧ください。

附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例について、適用期間を平成29年度から平成32年度まで3年間延長されるものであります。

説明につきましては、以上でございます。

審議の上、ご承認を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 専決処分の報告及び承認を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 15ページをご覧ください。

議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成29年4月19日提出、天栄村長、添田勝幸。

専決第2号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について。

次のページをご覧ください。

専決第2号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,627万8,000円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

それでは、18ページの歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、2目普通徴収保険料、補正額54万5,000円。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額54万5,000円。

補正予算の理由についてご説明申し上げます。

後期高齢者の保険料につきましては、村が保険料を徴収して全額現年度中に広域連合へ納付する制度でございます。3月末時点で、高額所得者の所得修正などにより、納付額が現計予算を上回ることとなったことから、広域連合に納付するため補正予算を専決したものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りたく、よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について説明申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,050万円とする。

平成29年4月19日提出、天栄村長、添田勝幸。

21ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

歳入、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額650万円。

歳出、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、補正額650万円。使用料及び賃借料300万円、22節補償補填及び賠償金350万円で、立木補償料320万円、農業補償料30万円でございます。

この補正につきましては、国道118号鳳坂トンネルの掘削により発生する残土の置き場として、中郷地区に土地を賃借するための賃借料と、残土置き場予定地の立木補償料及び農業補償料を予算化するものであります。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 残土処理置き場については、面積は幾らくらいなのでしょう。

あと、距離。どのくらい距離見込んでいるのか。面積だけでも。どれくらいの面積なのか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

残土置き場の予定面積としましては、3万4,000平米程度を予定しております。距離としましては、約6キロ程度かと思われます。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませぬか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私の聞き違ひかもしれませぬけれども、これ恐らく、118号のこのトンネルを掘った土をこの土地に持ってくるんで、そこに対する補償だというふうなことだと思ひんですが、これは118号線は国道ですから、どうなんですか、村費を使ってこういうことまでやる必要があるのかどうか、その辺のところ、どうなんでしょう、村長。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも、鳳坂峠のトンネル化というようなことで、村を挙げて要望活動を続けてきました。これにつきまして残土が、20万5,000立米という量で、なかなかその適地が見つからないというような状況が続いておりました。一日でも早く着工、そして完成すべく、村も汗もかき、お金も出しますよというようなお話をしてくれて、要望活動もしてきた中で、村がやれる部分、あとは県のやれる部分というようなことの中で、その適地の選定については村のほうで進めてきまして、そこに畑の補償というのは今回限りになるんですが、その後、その造成と、あとは道路の拡幅と、あとは大雨が、面積が広いものですから、大雨が降ったとき下流域が洪水等々ならないように、調整池などそういったもの、あとU字溝の設置などは県のほうで行うというような状況でございますので、ここで村のほうでもそういったことに関わっていかないとなかなかその着工、完成までは時間がかかってしまうというようなことの中から、今回このような対応をさせていただきましたので、ご理解をいただければと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと普通のことでは考えられないのかなと。国道のトンネルを掘るのに、村がここまで予算化してやるということは、ちょっと普通ではないなという気がするんです。こういった場合、特別な場合ですから、村長が言うのはわからないわけじゃないんですけれども、事前に議会に説明あって当然でしょう、今までこれだけ運動してきていろんなことをやってきているわけですから。いきなりぼんとこれ出して、何の説明もないというのも、おかしい話だと思ひんす。どうですか、村長。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員やっばりおっしゃったように、土地の選定等は村でずっと続けてはきました。ただ、この土地を借りていたりなんかする中で、事前に話がいろいろ出してしまうと、なかなか地権者等との話し合い等がやっばりあったものですから、何としてもこれを決めていかないとなかなか遅れてしまうと。あちこち物色もしてきました。何度かこの地権者等との話をしてきた中で、ようやくこの場所が借りられるようになったという状況なものですから、そういったところはどうしてもお金が発生する部分なものですから、ご理解をいただきたいなと思うんですが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 了解しないわけではないんです。要は、こういうふうに決まりましたんでということが一言事前にあってしかるべきではないかと私は申し上げているんです。いきなりぽんと、私がこれ質問したからこういうことだという説明あるだけで、実際にはいきなり議案出してきて、このまま通すということに私が質問しなければなるわけですね。ですからその前に、こういうことでこういう金を使いますよというのが、今まで何もそんなことなかったわけですから、一言あってしかるべきかなという気がします。

以上です。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この土地賃借料なんですけれども、これはずっと借りるといことなんでしょうか。ということは、この賃借料は毎年発生するとか、これで1回きりで終わりとかという、その説明もまだ聞いていないんで、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） この賃借料については今回のみでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 平成29年4月19日招集の平成29年第2回天栄村議会臨時会の会議に付託された議件は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 6月22日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 北 畠 正

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 资 料



議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月19日	承認
2号	専決処分の報告及び承認について	4月19日	承認
3号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	4月19日	原案可決